

# 経済産業省

輸出注意事項 22 第 25 号

平成 22・07・07 貿局第 3 号

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成 22 年 7 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 柴生田 敦夫

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達

輸出貿易管理令の運用について（昭和 62 年 11 月 6 日付け 62 貿局第 322 号）  
の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号）

改 正 案			現 行		
0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (イ) (略)			0 (略) 1 輸出の許可 1-0 (略) 1-1 輸出の許可 (1)～(6) (略) (7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物（以下「輸出令別表第1貨物」という。）に関する輸出の許可 (イ) (略)		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1～3	(略)	(略)	1～3	(略)	(略)
3の2	(略)	(略)	3の2	(略)	(略)
	第三号若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	第三号又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。		第三号若しくは前条第1項第二号イ若しくはロ若しくは第四号に該当するものを産生させる核酸の塩基配列	第三号、貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第四号に該当するものの遺伝情報を指定する核酸の塩基配列をいう。
4	(略)	(略)	4	(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)

	比初透磁率	比初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わねばならない。	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第十三号イ及びへのガラス転移点	(略)	
	(削る)	(削る)	
6	(略)	(略)	
	数値制御を行うことができる工作機械	複数の対象となる加工方法を行うことができる工作機械にあっては、可能なすべての加工方法に対し、関係するすべての規制項目を確認し判断すること	
7	(略)	(略)	
	マイクロ波用モノリシック集積回路を用いた電力増幅器	(略)	
	貨物等省令第6条第八号の三中の半導体素子	接合電界効果トランジスタ ( <u>J F E T s</u> )、垂直接合電界効果トランジ	

	初透磁率	初透磁率の測定は、十分に焼鈍した材料にて行わねばならない。	
	(略)	(略)	
	貨物等省令第4条第十三号イ及びへのガラス転移点	(略)	
	圧縮成形を行う場合に液体とならない粉末状のもの	非溶融の圧縮成型用粉末をいう。	
6	(略)	(略)	
	数値制御を行うことができる工作機械	2の「数値制御を行うことができる工作機械」の解釈に同じ。	
7	(略)	(略)	
	マイクロ波用モノリシック集積回路電力増幅器	(略)	
	貨物等省令第6条第八号の三中の半導体素子	接合電界効果トランジスタ ( <u>J F T E s</u> )、垂直接合電界効果トランジ	

		スタ (V J F E T s)、M O S 電界効果トランジスタ (M O S F E T s)、二重拡散金属酸化物半導体電界効果トランジスタ (D M O S F E T s)、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ (I G B T)、高電子移動度トランジスタ (H E M T s)、バイポーラ接合トランジスタ (B J T s)、サイリスター及びシリコン制御整流器 (S C R s)、ゲートターンオフサイリスター (G T O s)、エミッターターンオフサイリスター (E T O s)、P i Nダイオード、ショットキーダイオードを含む。			スタ (V J F E T s)、M O S 電界効果トランジスタ (M O S F E T s)、二重拡散金属酸化物半導体電界効果トランジスタ (D M O S F E T s)、絶縁ゲートバイポーラトランジスタ (I G B T)、高電子移動度トランジスタ (H E M T s)、バイポーラ接合トランジスタ (B J T s)、サイリスター及びシリコン制御整流器 (S C R s)、ゲートターンオフサイリスター (G T O s)、エミッターターンオフサイリスター (E T O s)、P i Nダイオード、ショットキーダイオードを含む。
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
	デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した	(略)		デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した	(略)

	部分品		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 貨物等省令第7条第三号トに該当する貨物に使用するように設計上限定されている部分品 ロ デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が <u>1.5実効テラ演算</u> を超えないものに特別に設計された部分品
9	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
	(略)	(略)	

	部分品		次のいずれかに該当するものを除く。 イ 貨物等省令第7条第三号トに該当する貨物に使用するように設計上限定されている部分品 ロ デジタル電子計算機及びそのファミリーの計算機の最大性能が <u>0.75実効テラ演算</u> を超えないものに特別に設計された部分品
9	(略)	(略)	
	<u>デジタル伝送方式を用いたもの</u>	<u>アナログ信号をデジタル信号に変換して伝送する方式のものを含む。</u>	
	(略)	(略)	
	<u>光交換機能を有するもの</u>	<u>電気信号への変換を行わずに光信号の経路選択又は交換を行うことができるように設計したものをいう。</u>	
	(略)	(略)	

貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置若しくはシステム又はその部分品	(略)	(略)
(略)	(略)	
へからカまでのいずれかに該当するもの	へからカまでに掲げる装置に使用するよう特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
(略)	(略)	
貨物等省令第8条第九号へ(一)1中のトからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用するもの	副次的暗号装置に限定されて使用するものを含む。	
(略)	(略)	
貨物等省令第8条第十三号中の設計用の装置、製造用	(削る)	(略)

貨物等省令第8条第九号から第十二号までの規定中の装置又はシステム若しくはその部分品	(略)	(略)
(略)	(略)	
へからヲまでのいずれかに該当するもの	へからヲまでに掲げる装置に使用するよう特別に設計した電子組立品、モジュール又は集積回路を含む。	
(略)	(略)	
貨物等省令第8条第九号へ(一)1中のトからカまでのいずれかに該当する装置に限定されて使用されるもの	副次的暗号装置に限定されて使用されるものを含む。	
(略)	(略)	
第九号、第十号又は前号のいずれかに該当する貨物の	機能の評価若しくは検証を行うように設計された装置を含む。	(略)

	<u>の装置又は評価若しくは検証するための測定装置</u>		
1 0	(略)	(略)	
	貨物等省令第9条第十三号ヌ中のレーザーレーダー		(略)
1 1 ・ 1 2	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	(削る)	(削る)	
1 4	(略)	(略)	
1 5	(略)	(略)	
	成型品	5の「 <u>貨物等省令第4条第二号の成型品</u> 」の解釈に同じ。	
1 6	(略)	(略)	

(ロ) ・ (ハ) (略)

	<u>設計用の装置、製造用の装置、測定装置、試験装置又は修理用の装置</u>		
1 0	(略)	(略)	
	貨物等省令第9条第十三号ヌ(三)中のレーザーレーダー		(略)
1 1 ・ 1 2	(略)	(略)	
1 3	(略)	(略)	
	<u>自律的な飛行制御及び航行能力</u>	<u>4の「自律的な飛行制御及び航行能力」の解釈に同じ。</u>	
1 4	(略)	(略)	
1 5	(略)	(略)	
	成型品	5の「 <u>成型品</u> 」の解釈に同じ。	
1 6	(略)	(略)	

(ロ) ・ (ハ) (略)

(二) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域(イランを除く。)を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8) (略)

2～3 (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1)～(4) (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びへに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(ホ) (略)

(二) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」及び③に定める「はの③地域」以外の地域(イランを除く。)を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注3)の②に定める「はの②地域」、③に定める「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの(医療又は診断を目的として、貨物等省令第2条第1項第二号イに該当する貨物であって数量が5ミリグラム以下のもののみを、輸出する場合を除く。)については、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8) (略)

2～3 (略)

4 特例

4-1 外為法第48条第1項の規定は、輸出令第4条第1項各号に掲げる場合には、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に係る場合を除き適用されない。

4-1-1 (略)

4-1-2 輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱い

輸出令第4条第1項第二号の解釈及び取扱いは、次に定めるところにより行う。

(1)～(4) (略)

(5) 輸出令第4条第1項第二号のホ及びへに規定する貨物は、輸出令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物を定める告示に定められているが、その取扱いは、次による。

(イ)～(ホ) (略)

(へ) 同告示第一号6及び7に規定する「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第2に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。

(ト) 同告示第二号7及び8に規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者(一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。

(チ) 同告示第一号6及び7並びに第二号7及び8に規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず輸出することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3~4-1-5 (略)

4-2~4-3 (略)

5~12 (略)

別表 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」を仕向地とするもの

(8) ~ (11) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (5) (略)

(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号へからタまでのい

(へ) 同告示第一号6から8までに規定する「一時的に入国して出国する者」とは、輸入令別表第2に掲げる「一時的に入国する者」が出国する場合をいう。

(ト) 同告示第二号7から9までに規定する「一時的に出国する者」とは、外国における滞在期間が家族を伴っている場合は、1年未満、その他の場合は、2年未満の予定で出国する者(一時的に入国して出国する者及び船舶又は航空機の乗組員を除く。)をいう。

(チ) 同告示第一号6から8まで及び第二号7から9までに規定する「税関に申告の上別送する」貨物は、後送については出国した者が出国した日から原則として6月以内に輸出するものについて認めるものとし、前送については出国者の旅券等により必ず輸出することが確認できる場合に限る。

なお、本人が別送の申告をしない場合であっても、出国の事実及び出国者の所有に係るものであることが確認できる場合は、代理人が申告をして輸出することができる。

4-1-3~4-1-5 (略)

4-2~4-3 (略)

5~12 (略)

別表 (略)

別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分

1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (6) (略)

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからリまで又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」を仕向地とするもの

(8) ~ (11) (略)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) ~ (5) (略)

(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イ若しくはロ又は第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ハからホまで又は第三号へからタまでのい

れかに該当する貨物であって、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの

(8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」以外の地域を仕向地とするもの

(9)～(20) (略)

(注1)～(注6) (略)

別紙2・別紙3 (略)

れかに該当する貨物であって、「はの③地域」又はイランを仕向地とするもの

(8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号へからリまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「はの②地域」以外の地域を仕向地とするもの

(9)～(20) (略)

(注1)～(注6) (略)

別紙2・別紙3 (略)